松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例の制定について

松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成27年2月24日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

指定地域密着型介護予防サービスの基準の緩和、第三者評価の効率化、宿泊 サービスの届出義務の追加等をするため。 松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例

松戸市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに 指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法 に関する基準を定める条例(平成24年松戸市条例第30号)の一部を次のよ うに改正する。

第8条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条 第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定 介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)に は、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るも のとする。

第9条第1項中「第45条第6項第2号」を「第45条第6項」に、「第 45条第6項第3号」を「第45条第6項」に改める。

第10条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては共同生活住居(法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「にあっては施設」を加え、同条第2項中「第45条第6項第4号」を「第45条第6項」に改める。

第38条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第8条第4項の単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなけれ

ばならない。

第45条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「ときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

当該指定介護予防	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定	介護職
小規模多機能型居	地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老	員
宅介護事業所に中	人福祉施設又は指定介護療養型医療施設(医	
欄に掲げる施設等	療法(昭和23年法律第205号)第7条第	
のいずれかが併設	2項第4号に規定する療養病床を有する診療	
されている場合	所であるものに限る。)	
当該指定介護予防	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービス	看護師
小規模多機能型居	の事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対	又は准
宅介護事業所の同	応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型	看護師
一敷地内に中欄に	通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は	
掲げる施設等のい	介護老人保健施設	
ずれかがある場合		

第45条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第46条第1項ただし書中「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「を含む。)」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。)」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「(指定地域密着型サービス基準条例第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)」を加える。

第48条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「サ

テライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、」を「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
2 9 人	18人

第64条中「第45条第6項各号」を「第45条第6項」に改める。

第66条中「及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条 まで、第38条(第4項を除く。)及び第39条」に改める。

第67条第2項中「、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの」を 削る。

第71条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。 第75条に次のただし書を加える。

ただし、市長が、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認める場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第87条中「から第39条まで」を「、第38条(第4項を除く。)、第39条」に改める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。